

勤務時間中の職員団体活動について

- 公務員である教職員は、法律又は条例に特別の定めがあり、例外が認められる場合を除くほか、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、勤務時間中の職務遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない義務を負っています（地方公務員法第 30 条、第 35 条）。
ここでいう、特別の定めによって例外が認められる場合とは、休職、停職、育児休業、休日及び休暇など多種にわたっておりますが、しばしば問題となるのが勤務時間中に行う職員団体の活動です。
- 職員団体の活動は、教職員自らの勤務条件の維持改善を図ることを主たる目的としている活動ですから、勤務時間外であればともかく、実際に割り振られている勤務時間中においては、法律又は条例によって特に認められる場合以外はすることができません。また、勤務時間中に職員団体の活動を行う場合は、特に認められる場合を除き、その間の給与は支給されないのが原則です（地方公務員法第 55 条の 2）。
- したがって、勤務時間中に職員団体その他の職務外の用務のために学校備品である F A X やコピー機を使用したり、年休を取得せずに集会に参加することなどは認められません。
- ただし、特別の定めによって勤務時間中の職員団体の活動が特に認められる例外があります。
1 つ目としては、給与を受けながら職員団体の活動ができる場合について定める条例、いわゆる「ながら条例」で定められている、次の 4 つの場合です。
 - ① 適法な交渉を行う場合（地方公務員法第 55 条第 8 項）
 - ② 時間外勤務代休時間（勤務時間条例第 9 条の 2 第 1 項）
 - ③ 休日及び代休日（勤務時間条例第 11 条第 1 項）
 - ④ 年次有給休暇及び休職の期間なお、ここでいう「適法な交渉」とは、地方公務員法第 55 条で規定している諸条件を充足している交渉を指しています。
- 2 つ目としては、組合休暇の承認を得た場合です。
組合休暇とは、登録職員団体の運営のために必要不可欠の業務・活動に要する最小限の期間について与えられる無給の休暇のことです。
組合休暇の認められる事由とは、職員団体の規約に定める執行機関、監査機関、議決機関、投票管理機関及び特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該職員団体の諮問に応ずるための諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合です。
具体的には、中央執行委員会、監査委員会、代議員大会、選挙管理委員会、規約所定の専門委員会などにメンバーとして参加する場合、あるいは加盟する上部団体の同種の機関にそのメンバーとして参加する場合が該当します。

○ これ以外に勤務時間中に職員団体の活動を行う場合には、登録を受けた職員団体の役員として任命権者の許可を得て在籍専従職員となる必要があります。

■ 勤務時間中は「子どもたちに向き合う時間である」という意識をもって、職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、なすべき職務にのみ従事するよう、改めて心掛けましょう。